

議第 5 号議案

東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 1 3 日

提出者

東大和市議会議員	尾	崎	利	一
〃	上	林	真	佐恵
〃	金	井	康	哲
〃	床	鍋	義	博
〃	中	野	志	乃夫

東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

東大和市道路占用料等徴収条例（昭和４８年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

別表法第３２条第１項第２号に掲げる物件の項を次のように改める。

法第３２条第 １項第２号に 掲げる物件	外径が０．２メートル未満のもの	長さ１メートル につき１年	２５０
	外径が０．２メートル以上０．４メートル未満のもの		４９０
	外径０．４メートル以上１メートル未満のもの		１，３００
	外径が１メートル以上のもの		２，５００

附 則

- この条例は、令和８年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。
- この条例による改正後の別表の規定は、施行日以後の占有に係る占用料について適用し、施行日前の占有に係る占用料については、なお従前の例による。

（東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 東大和市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例（令和７年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

附則第３項中「、令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの間の占有に係る占用料については附則別表第２の定めるところにより、令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までの間の占有に係る占用料については附則別表第３の定めるところにより」を削る。

附則別表第２及び附則別表第３を削る。